

# 税関相互支援への取組みについて

関税局調査課課長補佐  
森島 英之

## 1. はじめに

昨今、経済・社会のグローバル化の進展や、ヒトやモノの国境を越える動きの拡大の中で、不正薬物や銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、知的財産権侵害物品の水際取締り、テロ対策の面においても税関に対する国民の期待が非常に高まっている。このように、税関を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、その限られた資源の中で、適正かつ迅速な通関の実現に向けて税関行政をより効果的に進めていく観点から、各国の税関当局との相互支援を推進するための国際的なネットワークを構築し、参加していくことが非常に重要になってきている。

(注) 世界税関機構(WCO: World Customs Organization)においては、かなり早い時点から税関間の相互支援の重要性が認識されており、1953年に税関当局間の相互支援に係る二国間又は多国間協定締結の可能性の検討を含む「相互行政支援に関する勧告」を採択している(我が国は1966年にこの勧告を受諾)。

## 2. 税関相互支援協定とは

こうした各国税関当局との協力体制のひとつとして、我が国においては、「税関相互支援協定」を締結する方策がとられている。税関相互支援協定は、当該協定を締結する両国の税関当局が、それぞれの国の関税法令を適正に執行し、

不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産権侵害物品等の関税法令違反に対する効果的な水際取締りを実現するために、二国間で情報交換を行う際のルール等を定めた行政取極めである。また、情報交換等の税関当局間による行政相互支援のみならず、税関間の協力推進分野として、税関手続の調和・簡素化に向けた協力や税関職員の研修参加を含めた相互の人的交流などの規定も盛り込んでいる。

税関相互支援協定の締結により、その支援する範囲・手続が双方にとって明確となること、情報を提供した場合の相手国での秘密保持・定められた用途以外の使用制限等をより明確に担保できること、双務的な支援・協力を約束することにより外国税関当局に対して支援・協力を求めやすくなること等のメリットがあり、締約税関当局間の協力関係の一層の緊密化が図られるとともに、当該両国間の貿易取引において、一層の適正・迅速な通関の確保が図られるものと期待されている。

## 3. 我が国における検討経緯

我が国最初となる税関相互支援協定は、1997年6月17日に米国との間で締結された。この背景には、1996年3月のASEM(アジア欧州会合)において、橋本総理大臣(当時)のイニシアティブに基づき「関税手続、不法な麻薬取引防止に係るアジア欧州関税当局者間のより緊密

な協力の形成」を検討することの合意がなされたこと、また、同年6月のリヨンサミットの際の議長声明においても、「麻薬に対する闘いに関係するすべての国との協力を強化する用意がある」との文言が盛り込まれたことから、国際的な税関情報交換のネットワークに参画することの重要性が認められたことにある。

また、昨年12月13日には、韓国との間で、税関相互支援協定の締結に至っている。日韓間の協定は、日韓両国間の経済緊密化の進展に伴い、ヒトおよびモノの移動がより一層活発化することが見込まれることから、両国税関当局間の協力関係の一層の強化を目的として、締結が急がれていたものである。

以上のような政府間協定の形式によるほか、税関当局間での取決め文書として、2003年6月に豪州税関との間で、2004年4月にニュージーランド税関との間で協力枠組みを締結している。また、2002年11月に発効した日本とシンガポールとの間の経済連携協定（EPA）においては、協定及びその実施取極めの中に税関当局間の情報交換及び税関手続の調和・簡素化等の税関相互支援に関する規定が置かれている。

（参考1）日韓税関相互支援協定の骨子  
（日米協定も同様）

- 支援・協力の内容
  1. 相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保並びに不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産権侵害等の関税法令違反の防止等のために必要な情報を相互に提供する。
  2. 税関手続の調和・簡素化のための協力を努める。
- 支援・協力の条件
  1. 全ての支援及び協力は、それを提供する締約国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。
  2. 提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。
  3. 主権、安全保障等重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

#### 4. 税関相互支援協定等をめぐる今後の動き

現在の税関相互支援協定の交渉等の現状をみると、我が国は、中国との間で税関相互支援協定の締結作業を進めているところであり、現在締結に向けて、両国においてそれぞれの最終的な国内手続を進めているところである。日中間の税関相互支援協定が締結されれば、日本・中国・韓国の3か国間における税関相互支援協定のネットワークが構築されることとなり（中国・韓国間の税関相互支援協定は1994年に締結済み）、当該3か国間の税関協力の強化が期待される。

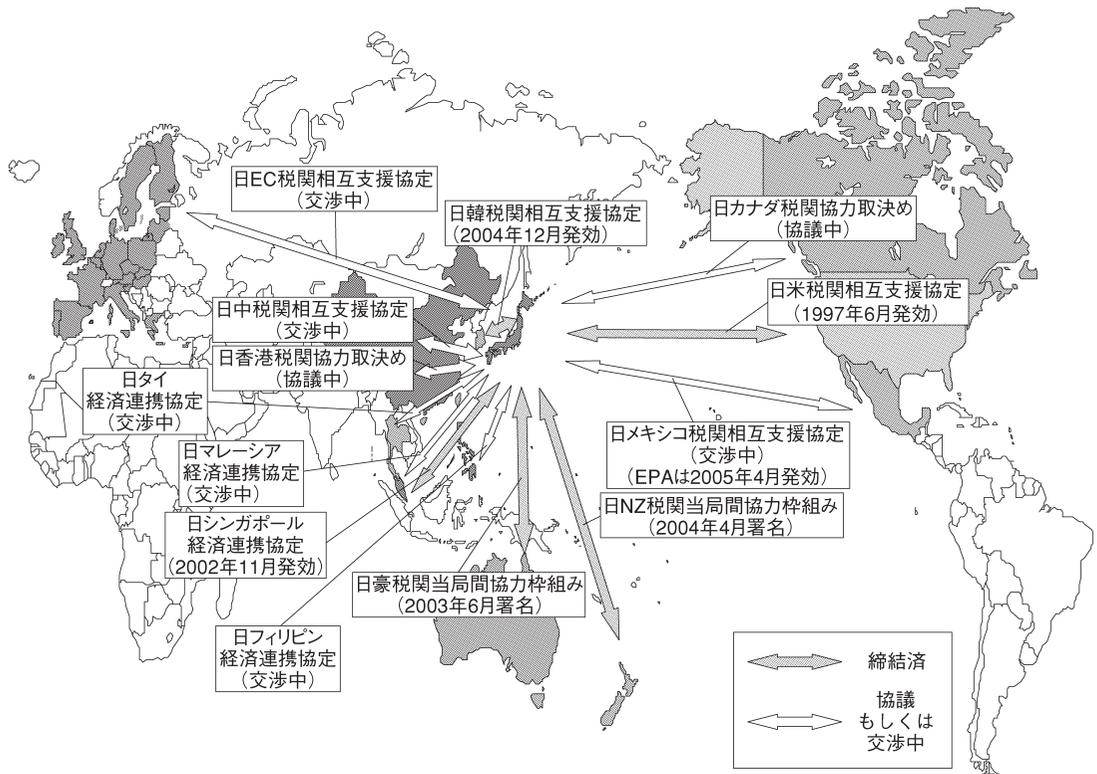
また、我が国は、EC及びメキシコとの間でも交渉を進めている他、EPA交渉を進めているフィリピン、タイ、マレーシアとの間では、シンガポールと同様に協定中に税関相互支援に関する規定を盛り込むことで交渉を進めているところである。

さらに、関税局では、カナダ税関及び香港税関との間で、税関協力に関する当局間取決めを締結するための協議を開始したところである。カナダとの税関協力取決めについては、本年1月に行われた日加首脳会談において、立上げが合意された「経済枠組み」の優先的協力分野として、「二国間の税関協力取決めを可能な限り早期に締結することを目的とした協議を開始する」とされたことを受けて開始したものである。

我が国としては、今後とも諸外国との税関相互支援・協力の重要性を十二分に認識し、実益のある国との間で、政府間協定又はその他の枠組みの締結を推進することとしている。

（了）

我が国の税関相互支援協定の現状



(参考2) 税関相互支援協定等の現状

	税関相互支援に関する協定・取決めを単独で定めているもの	経済連携協定 (EPA) の内容として税関相互支援が含まれているもの
発効済	米国 (1997.6) 豪州 (2003.6) (税関当局間取決め) NZ (2004.4) (税関当局間取決め) 韓国 (2004.12)	シンガポール (2002.11)
交渉中	中国 EC メキシコ カナダ (税関当局間取決め) 香港 (税関当局間取決め)	タイ フィリピン マレーシア

(注) ( ) 内は発効年月。